

第15回福井県障がい者スポーツ大会 陸上競技実施要領

1 競技規則

令和7年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

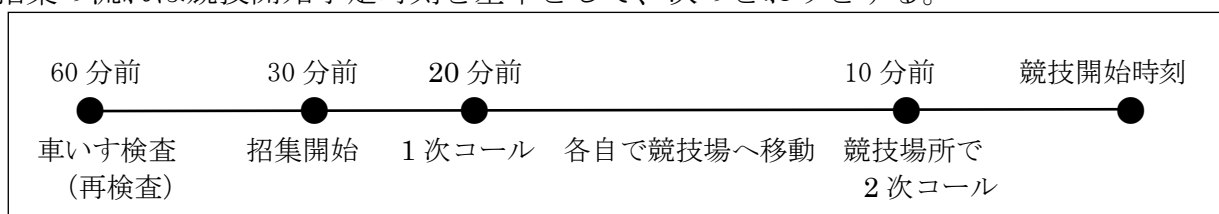
大会当日のウォームアップは、補助競技場で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。補助競技場(雨天走路を含む)での走行は決められた方向で行い、逆走はしないこと。練習の妨害にならないよう、安全には十分留意する。

ボール投げなどの練習を行う場合は、決められた場所で、一方向(東側から西側)に投げること。

3 招集

(1) 招集は陸上競技場入場ゲート外(100mスタート付近)の招集場所において行う。

(2) 招集の流れは競技開始予定時刻を基準として、次のとおりとする。



(3) 招集の方法

ア 競技者本人が、プログラム記載の競技開始予定時刻の20分前までに、招集所で、1次コールを済ませ、競技場所に移動して10分前までに2次コールを行う。ただし、2種目重複して出場する競技者は、最初の招集時に「二種目同時願」を提出する。

イ コールを受ける競技者は、招集所係員に、服装、アスリートビブス、スパイク等の確認を受け、係員の指示に従い、それぞれの競技場所に移動する。

ウ 招集完了時刻(1次コールまたは2次コール)に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、競技に出場することができない。

エ リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻の60分前までに、リレーオーダー用紙に必要事項を記入し、招集所に提出する(オーダー用紙は事前に配布する。)

4 車いすの検査

(1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。

(2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。

(3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる。(時間内に検査に合格しなければ、競技に出場することができない。)

5 競技者の服装等

(1) 競技を行う時は、競技用の服装(ランニングシャツ、トレーニングシャツ等)を使用しなければならない。

(2) アスリートビブスは、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部および背部につける。また、車いす使用の競技者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。

- (3) 腰ナンバー標識は、両腰（車いす競技者はヘルメットの両側、車いす 50m競走に出場する競技者は両腕等）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。
- (4) 競技の際に使用する競技用靴のピンの長さは 9 mm以下、走高跳、ソフトボール投およびジャベリックスローは 12 mm以下とする。また、靴底の厚さは、800m以上の種目では、25 mm以下とし、それ以外の種目では 20 mm以下とする。
危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

- (1) 介助者・伴走者等の引率者が競技会場に入場を希望する場合は、「様式 4・・・競技会場入場申請書」を事前に提出しなければならない。
なお、大会当日の申請については、急遽、介助者を要する事情が発生した場合のみ、介助者の入場を申請できる。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、助力行為とみなされる場合の申請は認めない。
- (2) 介助者の服装は運動靴および運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、該当競技者を失格とする。
- (4) 視覚部門の競走競技では、障がい区分 24 に属する者の 50m 競走を除き、次のような範囲で伴走者を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。
 - ア 1人とする。ただし、フィニッシュラインの 50m手前までならば 1回に限り交代してもよい。
 - イ いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。推進を助けるような行為があった場合、フィニッシュ後に失格となることがある。
 - ウ 競技者と伴走者は非伸縮性の 50 cm以内の紐などをもち（競技者と伴走者の間の距離は 50 cm以内となる）、スタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的に離す事態が生じた場合は除く。

7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、全て競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所まで誘導された後、競技者解散所で解散とする。ただし、1位の入賞者は、競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所で表彰を受けた後、解散する。

8 競技方法

- (1) 競技種目
競技は、トラック競技は競走競技、フィールド競技は跳躍競技および投てき競技とし、種目は別表 1 のとおりとする。トラック競技の走路順または競技順およびフィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。
- (2) 競走競技
 - ア 50m、100m、200m、400m競走および 4 × 100mリレーは、セパレート・レーンで行う。
 - イ 800m競走は、第 1 曲走路のブレイクラインまでセパレート・レーンで行う。
 - ウ 50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。

エ スタートの指示は、イングリッシュコール用いる。

「On your marks : オン・ユア・マークス・Set : セット」

オ 聴覚障がい者のスタートは、「On your marks : オン・ユア・マークス」でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。「Set : セット」でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。この姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。スターターの位置は競技者の見えやすい位置とする。

カ 트랙競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。この場合において、再レースは行わずレースは成立したものとする。

キ セパレート・レーンで行う視覚障がい者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、1 競技者に 2 レーンを割り当てる。

ク 視覚障がい者の 50m 競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）を用いる。

ケ リレーの参加区分は身体障がいの部（障がいの種別は問わない）、知的障がいの部および精神障がいの部において、それぞれ男女別で行う。

(3) 跳躍競技

ア 走高跳を除くフィールド競技の試技は、3 回までとする。

イ フィールド競技の場合、練習は試技順に 1 回を原則とする。ただし、競技運営上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。

ウ 視覚障がい者（障がい区分 24・25）の立幅跳については、声や音源による援助は行わない。

エ 走高跳において、表彰組の中で最後の 1 人となり、1 位が決まった場合、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅については、審判長が決定する。

(4) 投てき競技

ア 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意する。

イ 砲丸投げはローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は 3 回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず 3 回連続して行うが、車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3 回続けて投げる場合がある。

なお、1 回の試技時間は、競技役員が投てき用器具を手渡した時点から 1 分間とする。

ウ 視覚障がい者（障がい区分 24・25）の投てき種目については、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。

(5) 視覚部門の障がい区分 24 の者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着しなければならない。アイマスクまたはアイシェードを外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す（顔から離したりめくったりする行為を含む）ことは認められない。意図的に外したと審判が認めた場合は失格とすることがある。

なお、転倒や接触など意図しない理由でアイマスクまたはアイシェードが外れた場合は、速やかに装着し直すものとし、失格としない。

9 表彰

(1) 各組単位で、男女・障がい・年齢区分毎に 1 位の競技者にメダルを授与する。

(2) 表彰は、各組の競技終了後順次行う。

10 その他

- (1) 競技時間、競技順はすべてプログラム記載のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は変更することがある。
- (2) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (3) 跳躍・投てき競技においてコーチングエリアから競技者に指示等をする場合は、マスクを着用の上、ソーシャルディスタンスを確保して行う。
- (4) 滑り止め（炭酸マグネシウム）は、できるだけ選手で準備し持ち込む。
- (5) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶこととする。
- (6) 抗議については、記録発表（陸上競技場内に設置した記録速報版への掲示）後、30分以内に競技本部まで申し出ること。その後の抗議は一切受け付けない。
- (7) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。